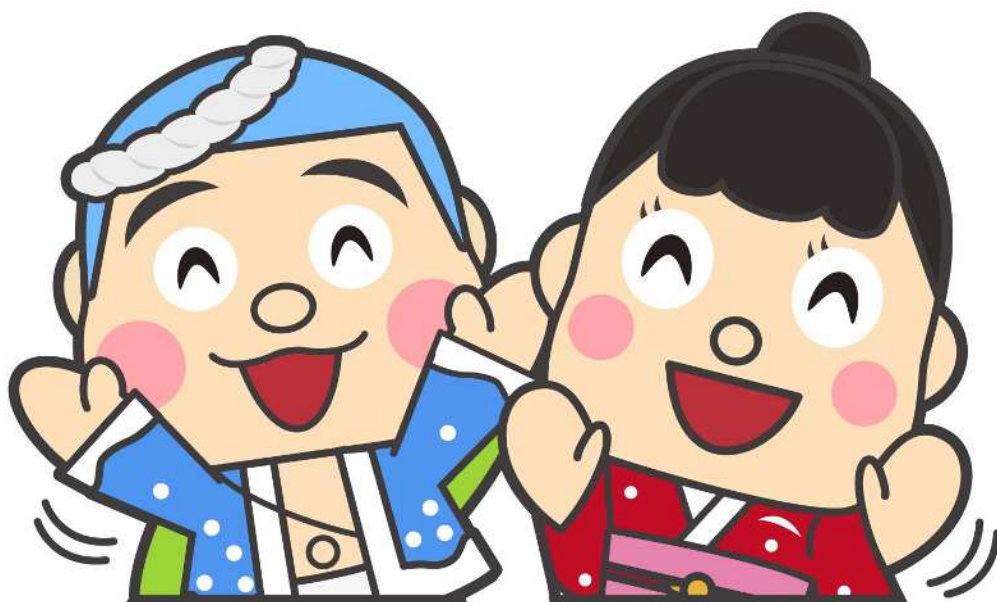


令和6年度 保育所等入所のご案内



問合せ先

御前崎市役所こども未来課 幼保こども園係

TEL:0537-85-1120 (直通)

1. 保育所とは

○保育所とは、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭でお子さんを保育できない場合に、0～5歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。家庭で保育が可能な場合は、入所の対象になりません。

○この案内での保育所とは下記の施設を言います。

認可保育所 施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された保育所です。

認定こども園（長時間部） 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

小規模保育事業 市の認可基準を満たした保育所で0～2歳児の子どもを少人数で預かる施設です。

保育所は、国で定められた基準によって運営されており、保育所の入所に関しても様々な約束事があります。保育所に入所した場合は、保育所の様々な約束事を守っていただくことになります。

2. 入所の対象となる児童

児童が保育所へ入所できる基準は、次の「保育の必要性事由」のいずれかに該当することが必要です。

□就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）*就労時間は、1か月64時間以上（御前崎市の場合）

*育児休暇中は新規の申込みができません。ただし、育児休暇から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月として申込みができます。

□妊娠・出産の前後間がないこと（予定日の前後8週間まで）

□保護者が疾病にかかり若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障害を有していること

□同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっていること

□震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること

□求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること

*入所後60日以内に就労されないと、退所となります。

□就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）

□養育に困難を要する場合（虐待やDV）

□育児休暇中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

□その他、上記に類する状態として市が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が下がる場合があります。

※ひとり親世帯、生活保護世帯、生計中心者の失業などには優先的な利用が必要と判断されます。また、保護者の就労時間や祖父母の世帯状況も判断基準となってきます。

※入園できる対象児は、生後6か月以上の乳幼児です。

●令和6年度歳児一覧（令和6年4月1日時点の年齢が基準となります）

歳児	生年月日
0歳児	2023（令和5）年4月2日～
1歳児	2022（令和4）年4月2日～2023（令和5）年4月1日
2歳児	2021（令和3）年4月2日～2022（令和4）年4月1日
3歳児	2020（令和2）年4月2日～2021（令和3）年4月1日
4歳児	2019（平成31）年4月2日～2020（令和2）年4月1日
5歳児	2018（平成30）年4月2日～2019（平成31）年4月1日

3. 令和6年度入所の申込みの流れ

①一斉申込期間

◆ 受付期間	令和5年10月2日(月)～令和5年10月20日(金) 土日祝日を除く
◆ 提出場所	御前崎市役所 こども未来課 幼保こども園係

※上記期間に受け付けた申込のうち、入所希望月が4・5・6月のものを第1次選考対象として入所調整します。

○随時申込みについて

一斉申込期間終了後も、随時申込みにてお申込みいただくこともできます。ただし、第1次選考で定員枠に達する場合があります。提出日や入所希望月が後になるほど、保育所の受入れ人数に余裕がなくなり、希望に添えない場合が多くなります。

いずれの時期の申込み、全体の申込の状況や保育所の受入れ可能人数、申込者の保育の必要性により、利用をお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

入園希望月	最終締切日	入園希望月	最終締切日	入園希望月	最終締切日
4月	R6.1.31	8月	R6.5.31	12月	R6.9.30
5月	R6.2.29	9月	R6.6.28	1月	R6.10.31
6月	R6.3.29	10月	R6.7.31	2月	R6.11.29
7月	R6.4.30	11月	R6.8.30	3月	R6.12.27

②認定証、入所内定・保留通知書発送

入園希望月が4～6月：令和6年1月頃発送予定

入園希望月が7月以降：入園希望月の前々月の中下旬に発送予定

③内定者入園面接 令和6年1月以降

④入園説明会 令和6年2月中

⑤保育料決定通知書発送 令和6年3月

⑥入園のつどい 令和6年4月初旬

※ 入園面接、入園説明会、入園のつどいについては園より通知いたします。

※ 令和5年10月から12月までの申請は、認定事務が集中するため令和6年3月31日までに支給認定証を交付します。



4. 保育料について

①

各月初日の措置児童の属する世帯階層区分		徴収（保育料）基準額（月額）						
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円		0円		0円		
第2階層	市民税非課税世帯（第1階層を除く）	0円		0円		0円		
第3階層	第1階層を除き、前年分の市民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	11,200円	11,500円	0円	0円	0円	0円
第4階層		所得割課税額 97,000円未満	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円
第5階層		所得割課税額 169,000円未満	31,800円	32,500円	0円	0円	0円	0円
第6階層		所得割課税額 301,000円未満	39,700円	40,500円	0円	0円	0円	0円
第7階層		所得割課税額 301,000円以上	44,600円	45,500円	0円	0円	0円	0円

※多子軽減：同一世帯から2人以上入園している場合、在園児中最年長の子から数えて2人目は上記保育料の半額、3人目以降は0円とする。ただし、市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合は、保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長者から数えて2人目は半額、3人目以降は0円とする。

※保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長から数えて2人目以降は徴収（保育料）基準額（月額）から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円/月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

【例1】第2階層 3歳児 保育標準時間 2人目 0円/月－1,600円/月＝0円/月

【例2】第3階層 2歳児 保育標準時間 2人目 11,500円/月÷2－1,600円/月＝4,150円/月

②ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料（下記階層以外は、①の表の保育料となる。）

階層区分	徴収金基準額						備考
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
第2階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第3階層	5,350円	5,500円	0円	0円	0円	0円	保護者が監護し生計が同一の者のうち最年長者から数えて2人目以降は、0円
第4階層	所得割額 77,101円 未満	5,350円	5,500円	0円	0円	0円	
	所得割額 77,101円 以上	22,000円	22,500円	0円	0円	0円	0円

※ひとり親世帯等の第4階層（所得割額77,101円以上）については保護者が監護し生計が同一の者のうち、最年長から数えて2人目以降は徴収（保育料）基準額（月額）から1,600円／月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

※多子軽減の対象世帯は2人目の半額とした保育料から1,600円／月を差し引くものとする。ただし、差し引かれた保育料の下限額は0円とする。

【例1】第3階層・・・3歳児 保育標準時間 2人目
0円／月－1,600円／月＝0円／月

【例2】第4階層（所得割額80,000円）・・・2歳児 保育標準時間 2人目
22,500円／月÷2－1,600円／月＝9,650円／月

※配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、外国税額控除を受けている方は、所得割額にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

5. 提出書類について

※すべての書類をそろえて出してください。不備がある場合は申込できません。

- ① 教育・保育給付認定兼保育所等入所申込申請書（児童台帳）・・・申込児童の人数分必要です。
- ② 保育児童家庭状況調査票
- ③ 日中保育ができない状況の確認書類・・・次項にある保育が必要な事由に応じて必要書類をご提出ください。書類対象となる方は父・母及び70歳未満の同居の祖父母です。（敷地内同居を含みます）

保育ができない理由	必要な書類
就労している場合 （就労予定の場合）	就労証明書（市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください） ※ 育児休業中の方も必要です。 自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）の方は <u>自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）も併せて提出が必要</u> です。
妊娠・出産	母子健康手帳の両親の氏名と出産予定日の記載があるページの写し
疾病・障害	申立書（市所定様式）、医師の診断書（※）または身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し※診断書は保育できない理由、必要な療養期間を記入してもらってください。
介護・看護	申立書（市所定様式）、介護保険証の写しまたは介護・看護が必要であることがわかる医師の診断書 など
求職活動	求職活動申告書兼誓約書（市所定様式）、ハローワークカードの写し

- ④ 同居家族（敷地内同居含む）と子どものマイナンバーが確認できる下記のいずれかのもの

- (A) 個人番号カード
- (B) 通知カード（氏名、住所等が最新の情報になっているもの）+身分証明書（運転免許証など）
- (C) マイナンバーの記載のある住民票+身分証明書（運転免許証など）

- ⑤ 入園児調査票・・・申込児童の人数分必要です。

- ⑥ 令和6年度入園申込書チェック表

※ ①～③、⑤、⑥の書類は、市役所こども未来課、御前崎支所、市ホームページからダウンロードできます。

⑦ ひとり親世帯並びに在宅障害児（者）が同居している世帯の方

保育料が軽減される場合がありますので、下記の書類のコピーを提出してください。

世帯区分	必要な書類
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（停止中の方は支給停止通知書） <input type="checkbox"/> 母子家庭等医療費助成金受給者証
在宅障害児（者）がいる世帯	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 障害年金証書

◆書類が全て揃っていないと受領できません。記入漏れや内容に誤りがないことを確認してからご提出ください。

6. **注意事項**

① 保育が可能な年齢について

保育については満6か月以降～就学前のお子さんが対象となります。入園日は月初め（1日付）となり、原則月途中での入園はありません。そのため保育料は月額設定です。ご都合により月の途中から通い始めた場合でも、月額のお支払いとなります。

② 保育必要量（保育時間）について

保育必要量（保育時間）は、保育短時間認定と保育標準時間認定の2種類があります。保育短時間認定は8：15～16：15（8：30～16：30）の8時間保育、保育標準時間認定は7：30～18：30の11時間保育となります。保育必要量の認定にあたっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定と認定することと定められています。

③ 入園1か月目の保育について

入園1か月目は慣らし保育が必要となります。（お子さんの様子に合わせて最初は早目のお迎えになります）仕事復帰される方、新たに仕事に就かれる方など、入園された1か月目は慣らし保育期間があることを考慮していただき就労先との調整をお願いします。

④ 送迎について

園での生活は、お子さんにとって新しい環境であり負担も大きいものとなります。お子さんに無理のないよう、お迎えについても仕事が終わる次第、速やかに来ていただくよう協力をお願いします。

園で送迎サービスは行っていませんので、入園を希望される場合は送迎が可能であることが条件となります。

⑤ 祖父母について

70歳未満の同居されている祖父母（敷地内同居を含む）がいる場合は、就労証明書など日中に保育を必要とする書類が必要となります。保育の必要性が確認できない場合は、入園の優先度が下がりますのでご了承ください。

⑥ 保育料の算定について

父親、母親の課税状況から算定します。父親、母親共に非課税の場合は同居されている祖父母（敷地内同居を含む）の課税状況から保育料の算定を行います。保育料については4ページをご覧ください。

⑦ 申込後、次の場合は必ず連絡をしてください。内容によっては、届出が必要になるものもあります。

- 市内で住所が変わった場合
- 市外へ転出する／した場合（入所申込みや教育・保育給付認定はすべて無効となります）
- 「保育の必要性事由」が変わった場合（例：就労⇒妊娠・出産、求職活動⇒就労など）
- 就労先や就労内容（勤務時間など）が変わった場合
- 保護者（父母）の離婚・再婚・死別があった場合
- 保護者や児童の氏名が変わった場合
- 祖父母など、親族と同居を開始した、または同居を解消した場合
- その他、申込書類の記載内容に変更がある／あった場合
- 確定申告などにより、市民税額が変わった場合（保育料が変わる場合があります）
- 入所申込みを取り下げる場合
- 申請後に出産予定が判明した場合→母子手帳の写しをご提出ください。
- 出生前に申請した場合→出生後に氏名・生年月日等の記入のためこども未来課へお越しください。

7. 市外からの申込、市外施設への申込みについて

①御前崎市内にお住まいで、御前崎市外の保育所等を希望される方

受付窓口	御前崎市役所 こども未来課
提出期限	希望園のある市町村にご確認ください。申込締切までに書類を送付しなければならないため、1週間程度の余裕を持ってご提出ください。
必要書類	御前崎市の書類一式、その他希望園のある市町村が求める書類
注意事項	転出予定で申請された方は、転出先の市町村で住民票の異動と同時に再度入園申込をしてください。 ※市町村によっては、転出市町村へ直接申込みができる場合があります。転出先の保育園等担当部署へご確認ください。

②御前崎市外にお住まいで、御前崎市内の保育所等を希望される方

受付窓口	現在お住まいの市町村の保育担当課 ※直接御前崎市へ申込みできる場合もあります。一度こども未来課へお問い合わせください。
提出期限	御前崎市の提出期限
必要書類	現在お住まいの市町村の申請様式でお申込みください。 ※転入予定の方は、転入先の住所地がわかる書類（売買契約書、賃貸契約書など）申請書に転入先住所と転入予定時期をご記入ください。
注意事項	転入予定で申請された方は転入後、御前崎市で再度入所申込手続きが必要です。転入予定で申請し内定した場合、入所希望月の前月末日までに住民登録をし、入所申込の手続きが行われない場合、内定取消となります。

8. よくある質問

Q1.申込期間内に申込をすれば入園できますか？保育園入園は先着順で決まりますか？

A.必ず入園できるとは限りません。入園希望者が受入枠超過した場合は、提出していただいた書類から選考となりますので、ご了承のうえお申込みください。また、入園選考に書類提出の順番は関係ありません。

Q2.育休中でも入園申込はできますか？また、下の子の育休中でも上の子の入園申込はできますか？

A.入園希望月を育休復帰予定月または前月とする場合のみ申込ができます。また、下の子との同時入園の場合は申込ができます（下の子が育休中のままで上の子だけ入園、という申込はできません）。

また、入園日は毎月1日付けとなるため、月途中からの入園はできません。必ず雇用先と相談してください。

「復職予定だったが育休を延長した」、「復職予定だったが退職した」など申込み時点と状況が変わった場合は、入園の決定を取り消すことがあります。

入園後、基本的に1か月以内に職場復帰していただくこととしていますので、事前に職場へ復帰が可能かどうか確認のうえでお申込をしてください。

Q3.申込園は第3希望まで記入しなければなりませんか？

A.1園のみでもかまいません。ただし、第1希望園以外の園は調整対象となりません。

Q4.申込時に第1希望の園しか書かなければ優先されますか？

A.優先されません。点数順での決定となります。

Q5.第2希望以降の園に内定・入園後、第1希望園に転園申込はできますか？

A.転園の希望があれば、1次選考後の入園選考をしますが、すでに受入枠がないことも考えられます。

希望する園は、どこに内定しても入園可能な園をご記入ください。

Q6.求職活動中ですが入所申込をすることはできますか？

A.できます。ただし、入所した場合は入所後60日以内に就労し、就労証明書及び教育・保育給付認定変更認定申請書を園に提出する必要があります。期限までに提出がない場合は退所となります。

Q7.内定後、入園時期や園の変更はできますか？

A.園では、保育士の数・施設条件等から1年を通じた児童受入れを計画・調整・決定しているため、認められません。内定取消・再選考となりますので、入園時期や希望園をしっかりと決めた上で、申込をしてください。

Q8.5月から育休復帰後予定でしたが、職場が遠く通えません。4月からの入園が決定していましたが、3月に退職しました。こどもは4月から園に通えますか？

A.入園決定の取消しとなります。

※以下の場合は退園となります。

- ・退職した場合
- ・疾病・負傷が回復した場合
- ・要介護者の介護が必要なくなった場合
- ・求職活動により入所した後、2か月以内に就労証明書が提出されなかった場合 等

御前崎市内幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育施設一覧

○幼稚園

名 称	所在地	電話番号	預かり保育時間
池新田幼稚園	池新田 5814	0537-86-2049	降園後～17:00

※池新田地区、高松地区の居住者が対象となります。

○保育園

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間)
やまもも保育園(私立)	池新田 2451-3	0537-28-7576	7:30～18:30 (8:15～16:15)
高松保育園(私立)	門屋 2070-19	0537-86-7878	7:30～18:30 (8:15～16:15)
白羽保育園	白羽 3576-1	0548-63-3023	7:30～18:30 (8:15～16:15)

○認定こども園

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間) 預かり保育時間
さくらこども園	佐倉 888-1	0537-86-3036	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00
北こども園 ※3～5歳児のみ	上朝比奈 2692-12	0537-86-3234	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00
御前崎こども園・乳児棟	御前崎 2936-2	0548-63-2386	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00
御前崎こども園・幼児棟	御前崎 78-27	0548-63-2342	7:30～18:30 (8:15～16:15) 降園後～17:00

○小規模保育事業所 (0歳～2歳児)

名 称	所在地	電話番号	保育標準時間 (保育短時間)
リーブエン LEAPen(私立)	池新田 3222-2	0537-77-9805	7:30～18:30 (8:30～16:30)
御前崎白百合保育園(私立)	佐倉 4919-1	0537-29-7837	7:30～18:30 (8:30～16:30)

1	御前崎市立図書館スバル	御前崎市緑田5560(夜間閉鎖)	0537-86-8181
2	ユリパーク御前崎	御前崎市緑田5560(夜間閉鎖)	0537-85-1135
3	御前崎者の交番	御前崎市緑田5560(夜間閉鎖)	0548-23-9927
4	御前崎ケーブパーク	御前崎市緑田5560(夜間閉鎖)	0537-85-1135
5	あらさわふる里公園	御前崎市宮内1581-1	0537-85-8230
6	市民プールふるる(有料)	御前崎市門底2060-2	0537-63-0195
7	高松緑の森公園	御前崎市門底2060-2	0537-63-4124 0537-63-5124
8	八千代公園	御前崎市池新田5585	0537-85-1124

- R** 例
- 国道 ● 県道
 - 幼稚園・小中学校・高校、教育関連施設
 - 保育園・子ども園・子育て支援センター、小規模保育事業所
 - 公民館等
 - 公園・広場
 - 病院・医院、歯科医院、助産院
 - 市役所、警察署、消防署、公民館
 - 交番・駐在所
 - 神社

御前崎市役所西館 御前崎市池新田 5585
 窓口～金(土日祝日は閉庁) 051:85-17:00
子育て支援課 御前崎市子ども支援課母子保護係
育児相談 電話 0537-85-6666
家庭児童相談室 御前崎市子ども未発達課 0537-1700
 電話 0537-85-1151 (費用無料)

地域子育て支援センター・支援事業			
名称	所在地	電話番号	営業時間
1 北のこころは	北こども園内	0537-86-3234	
2 たけのこころは	北こども園内	0537-86-3234	
3 さくらんぼ	さくらこども園内	0537-86-3036	
4 ほほえみ	御前崎町緑田5560(夜間閉鎖)	0548-63-1201	

保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所			
名称	所在地	電話番号	営業時間
1 白羽保育園	御前崎市白羽3576-1	0548-63-3023	
2 やまもも保育園	御前崎市池新田2451-3	0537-28-7576	
3 高松保育園	御前崎市門底2070-19	0537-66-7878	
4 さくらこども園	御前崎市佐倉888-1	0537-66-3036	
5 北こども園	御前崎市上朝比奈892-12	0537-66-3234	
6 御前崎こども園(乳児棟)	御前崎市御前崎2936-2	0548-63-2386	
7 御前崎こども園(幼児棟)	御前崎市御前崎78-27	0548-63-2342	
8 池新田幼稚園	御前崎市池新田5814	0537-86-2049	
9 南のこころ保育園	御前崎市池新田5560-10	0537-85-9246	
10 小規模保育事業所	御前崎市池新田2222-2	0537-77-9805	
11 LEAPen	御前崎市佐倉4919-1	0537-29-7837	
12 御前白百合学園	御前崎市		

遠州灘

駿河湾